

令和元年 5月29日

福井県議会議長様

石川与三吉印

政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	300,000	
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	300,000	✓

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	38,212	
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費	15,068	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	2,725	
事 務 所 費	38,294	
事 務 費		
人 件 費	65,000	
合 計	159,299	✓

3 残 金 140,701 円 ✓

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入 支出	収入、支払科目											収入額	その他	総計				
		旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費				修繕料	広告料	人件費	
政務活動費	収入																300,000		300,000
収入合計																	300,000		300,000
調査研究費	支出	19,212	19,000																38,212
会議費	支出	15,068																	15,068
資料購入費	支出									2,725									2,725
事務所費	支出					30,000									8,294				38,294
人件費	支出																65,000		65,000
支出合計		34,280	19,000	0	0	30,000	0	0	0	2,725	0	0	0	0	8,294	0	65,000	0	159,299
総合計		34,280	19,000	0	0	30,000	0	0	0	2,725	0	0	0	0	8,294	0	65,000	0	140,701

平成31年度4月分
支 払 証 明 書

会派名または議員名 石川・与三吉

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
1-1	平成31年4月10日	調査研究費	旅費	議会事務局との打ち合わせ PM 2:30~	交通費	4,514 円 ()	距離: 122km 按分率: 摘要: 自宅~議事堂(往復)
2-1	平成31年4月12日	調査研究費	旅費	栗野地区区長会総会に出席、 意見交換 PM 6:00~	交通費	555 円 ()	距離: 15.5km 按分率: 摘要: 自宅~教賀市沢(往復)
3-1	平成31年4月14日	調査研究費	旅費	平成31年度視覚障害者福祉 協会総会 PM 1:00~	交通費	592 円 ()	距離: 16km 按分率: 摘要: 自宅~あいあいプラザ(往 復)
4-1	平成31年4月14日	調査研究費	旅費	平成31年度教賀市文化協会 委員総会 PM7:00~	交通費	592 円 ()	距離: 16km 按分率: 摘要: 自宅~あいあいプラザ(往 復)
7-1	平成31年4月15日	調査研究費	旅費	第19次議会に関する調査 10:30~	交通費	4,514 円 ()	距離: 122km 按分率: 摘要: 自宅~議事堂(往復)
5-1	平成31年4月16日	会議費	旅費	自民党新生会総会 PM 1: 00~	交通費	4,514 円 ()	距離: 122km 按分率: 摘要: 自宅~議事堂(往復)
11-1	平成31年4月20日	調査研究費	旅費	教賀市西婦人会定期総会 PM 1:30~	交通費	222 円 ()	距離: 6km 按分率: 摘要: 自宅~西公民館(往復)
12-1	平成31年4月22日	会議費	旅費	県会自民党総会 PM 1:00 ~	交通費	4,514 円 ()	距離: 122km 按分率: 摘要: 自宅~議事堂(往復)
13-1	平成31年4月23日	調査研究費	旅費	元町和老会 通常総会 AM 11:00~	交通費	74 円 ()	距離: 2km 按分率: 摘要: 自宅~元町会館(往復)

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
14-1	平成31年4月23日	調査研究費	旅費	敦賀市老人クラブ連合会総会 に参加、意見交換 PM 1:30 ～	交通費	592 円 ()	距離: 16km 按分率: 摘要: 自宅～あいあいプラザ(往 復)
16-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	敦賀商工会議所青年部定期 総会に参加、意見交換 PM 6:00～	交通費	444 円 ()	距離: 12km 按分率: 摘要: 自宅～敦賀市呉竹町(往復)
17-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	福井県原子力平和利用協議 会総会に参加、意見交換 PM 3:00～	交通費	148 円 ()	距離: 4km 按分率: 摘要: 自宅～敦賀観光ホテル(往 復)
19-1	平成31年4月28日	調査研究費	旅費	山区総会 AM 9:00～	交通費	925 円 ()	距離: 25km 按分率: 摘要: 自宅～黒河農村ふれあい会 館(往復)

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 石川与三吉



平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 石川 与三吉

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	6-1	支払年月日	平成31年 4月 5日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	ガス料金 3月分		
費 用 内 容	事務所ガス代	摘 要	3月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,412 円	按 分 率 :	1/4
	(9,650 円)	充 当 根 拠 :	他の活動との按分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ガスご使用量等のお知らせ

(このお知らせ票で当社の集金員が集金にお伺いすることはありません。)

2019 年 4 月分 ガス種別 都市ガス	契約種別 一般料金 メーター番号 2301186
--------------------------	-----------------------------

お客様番号 [REDACTED]
お客様名 敦賀市相生町2-13 様

石川 与三吉

今回指針 4月18日	572.0 m ³	前月使用量	
前回指針 3月18日	537.0 m ³		39.0 m ³
メーター交換までの使用量	m ³	前年同月使用量	
今回ご使用量	3月18日 35.0 m ³		27.0 m ³

(内消費税等相当額)	
当月ガス早収料金 (税込)	8,811 円 652 円
前月ガス遅収加算 (税込)	0 円
警報器リース料 (税込)	0 円
リース1 リース料 (税込)	0 円
リース2 リース料 (税込)	0 円
リース3 リース料 (税込)	0 円
当月予定料金(税込)	8,811 円
上記料金の早収支払期限	2019 年 5 月 8 日

- 上記の早収支払期限までに料金のお支払いがない場合は、当月ガス早収料金の3%が遅収料金として翌月に加算されます。
- 口座振替のお客様の振替予定日は、5月7日です。
- 次回の検針予定は、5月18日です。検針員 [REDACTED]

ガス料金表 (1ヶ月ご使用になった場合の料金)			
基本料金(税抜)	ご 使 用 量	区画別従量単位料金(円/m ³)	
		当月(税抜)	翌月(税抜)
1,200.00	0~ 24	202.04	201.64
	25~ 163	191.84	191.44
	164~	164.72	164.32
内原料調整単価(税抜)		-6.65	-7.05

・料金計算については、裏面をご覧ください。

通 *ゴールデンウィーク休業のお知らせ*
 信 4/28(日)~5/6(月)までお休みを頂きます
 欄 緊急の場合は当社にお問い合わせください。

ガス料金等口座振替済み領収書

下記金額をご指定の口座より、4月5日に領収しました。
 2019年3月分ご使用量 39.0 m³ (内消費税等相当額)

領収金額(税込)	9,650 円	714 円
ガス早収料金(税込)	9,650 円	
遅収加算額(税込)	0 円	
警報器リース料(税込)	0 円	
その他リース料(税込)	0 円	
器具代金(税込)	0 円	
工事代金(税込)	0 円	
その他販売代金(税込)	0 円	

(口座振替以外の方は、表示されません。)

敦賀ガス株式会社
 〒914-0056 敦賀市津内町1丁目14番地の2
 電話 (0770) 22-0840(代表)

印紙税申告納付につき敦賀税務署承認済

お問い合わせの際には、上記お客様番号をお知らせ下さい。

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	1-2	支払年月日	平成31年 4月 10日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	議会事務局との打ち合わせ PM 2:30～		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀～福井(往復)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,020 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 福井
 お問い合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーコール 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月10日 13時25分

車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

—入口料金所— 敦賀
 冬の北陸は、気象激変！
 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号207-00191257-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 敦賀
 お問い合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーコール 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月10日 16時19分

車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

—入口料金所— 福井
 冬の北陸は、気象激変！
 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号204-00401547-00

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	2-2	支 払 年 月 日	平成31年 4月 12日 ✓
使 途 項 目	調査研究費 ✓	支 出 科 目	会議費負担金 ✓
使 途 内 容	栗野地区区長会総会に出席、意見交換 PM 6:00~		
費 用 内 容	会議費負担金 ✓	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,000 円 / ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書
19

石川与三吉様


金5,000円 ✓

ただし、栗野地区区長会総会懇親会の会費として

上記のとおり領収いたしました。

平成31年4月12日 ✓

栗野地区区長会
会長 山本



平成31年3月20日

福井県議会議員
石川 与三吉 殿

粟野地区区長会
会長会 会長 山本五十雄

粟野地区区長会総会の開催について

春寒の候、貴職には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、粟野地区の活動につきまして、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、恒例の総会を下記のとおり開催するになりました。つきましては、
ご多忙中の折、誠に恐縮に存じますが、ご臨席の栄を賜りますようご案内申し上げます。

記

日 時 平成31年4月12日(金) 午後6時00分～


場 所 沢区 山本鮮魚店

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	7-2 /	支払年月日	平成31年 4月 15日 /
使 途 項 目	調査研究費 /	支 出 科 目	旅費 /
使 途 内 容	第19次議会に関する調査 10:30~		
費 用 内 容	有料道路料金 /	摘 要	敦賀~福井(往復) /
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,020 円 / ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。



NEXCO
中日本

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 福井


お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーコール 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月15日 5時10分
車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

一入口料金所一 敦賀
冬の北陸は、気象激変!
早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を!
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00020433-00

ご利用ありがとうございます。



NEXCO
中日本

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 敦賀



お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーコール 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月15日 12時32分
車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

一入口料金所一 福井
冬の北陸は、気象激変!
早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を!
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号202-02301159-00

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	5-2 /	支払年月日	平成31年 4月 16日 /
使 途 項 目	会議費 /	支 出 科 目	旅費 /
使 途 内 容	自民党新生会総会 PM 1:00~ /		
費 用 内 容	有料道路料金 /	摘 要	敦賀~福井(往復) /
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,020 円 / ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 福井</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーコール 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>19年 4月16日 10時21分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,510- (現金)</p> <p>-入口料金所- 敦賀 冬の北陸は、気象激変！ 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！ 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号205-00610953-00</p>		<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 敦賀</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーコール 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>19年 4月16日 15時32分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,510- (現金)</p> <p>-入口料金所- 福井 冬の北陸は、気象激変！ 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！ 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00231504-00</p>	

平成31年4月9日

各 位

自 民 党 新 生 会
会 長 山 岸 猛 夫

自民党新生会総会のお知らせ

このことについて、下記のとおり開催しますので、全員の御出席をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成31年4月16日(火) 13:00～
※昼食を準備いたします。
- 2 場 所 自民党新生会 会派控室
- 3 議 題 ・ 今後の会派運営について
・ その他

※19次民主議会に向けて、今後の会派運営を決定する重要な会議となりますので、時間厳守の上、御出席をお願いします。

領収書等添付票

整理番号	25-1	支払年月日	平成31年 4月 18日
使途項目	事務所費	支出科目	燃料・光熱水費
使途内容	電気料金 4月分		
費用内容	事務所電気料	摘要	4月分
政務活動費 充 当 額 (支払額)	5,882 円	按分率:	1/4
	(23,529 円)	充当根拠: 他の活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

毎度ご利用いただきありがとうございます。
電気ご使用量のお知らせ

お客様番号 [REDACTED]
ご契約種別 従量電灯B
ご契約容量 50A

2019年 5月分	今回検針日	5月11日
	ご使用期間	4月 9日~ 5月10日
ご使用量	703 kWh	

次回検針日 6月11日
▲期日 6月10日
▲期日 5月22日
【前年同月のご使用量 (4月10日~ 5月 9日)】
512kWh

石川 与三吉 様

ご利用額 (概算)	8,361 円
(うち消費税等相当額)	1,397 円
基本料金	1,188円00銭
電力量料金 (1段階目)	2,102円40銭
電力量料金 (2段階目)	3,839円40銭
電力量料金 (3段階目)	9,277円06銭
燃料費調整額	435円86銭
初回振替明瞭	-54円00銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金	2,073円00銭

※ご契約変更等で実際のご請求額と異なる場合がございます。

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率 (倍)
全日	606	17994.0	17290.6	703.4	1

スマートメーターの場合は、30分ごとに計量したご使用量を積算し算定しているため、計量器の差引とご使用量が相違する場合があります。
「電気料金・使用量照会サービス」では、お客様の30分単位のご使用量や電気料金の履歴などが確認いただけます。

供給地点特定番号
05-0000-0000-0238-5353-0000

電気料金等領収証

領収年月	2019年 4月分
領収金額	23,529 円
消費税等相当額 (再掲)	1,742 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金 (再掲)	2,528 円
ご使用量 (合計)	872kWh

上記金額を 4月18日に口座振替により
領収いたしました。

(ご注意) 本票により集金することはありません。
【燃料費調整単価のお知らせ (1kWhあたり)】
今月分 0.62 円 / 来月分 0.51 円
【再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1kWhあたり)】
2.95 円

2018年10月より、サービス会員制度「ほくリンク」において、毎月の電気料金に応じてほくリンクポイントが貯まる「電気deポイントプラス」を開始いたしました。申込みは当社HPよりご確認ください。

北陸電力株式会社 本社 [REDACTED]
小売電気事業者登録番号 A0271
住所: 富山県富山市牛島町 15 番 1 号

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	8-1	支払年月日	平成31年 4月 19日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	人件費 4月分		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	65,000 円	按 分 率 :	
	(130,000 円)	充 当 根 拠 : 実 績 ・ 使 用 状 況 で の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

県会議員 石川与三吉 様

No. _____

金額

¥ 130,000.-

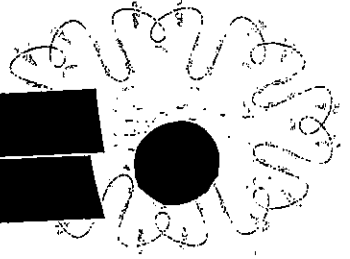
但 人件費

31年 4 月 19 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



政務調査研究業務 勤務実績報告

平成31年4月分



日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務調査業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	0	
10	水	7	4	福井県視覚障害者総会資料収集
11	木	7	4	栗野地区区長会総会資料収集
12	金	6	3	自民党新生会総会資料収集
13	土			
14	日			
15	月	6	3	介護問題に関する資料収集
16	火	5	2	敦賀市文化協会委員総会資料整理
17	水	4	0	
18	木	6	4	敦賀市商工会議所青年部総会資料収集
19	金	4	2	新聞等スクラップ収集作業
20	土			
21	日			
22	月	7	3	西婦人会定例総会資料整理
23	火	7	5	県会自民党総会資料整理
24	水	7	4	二州支部及び敦賀市食生活改善協議会資料収集
25	木			
26	金	7	4	敦賀市老人クラブ総会資料整理
27	土			
28	日			
29	月	7	3	政務活動月間スケジュール調整
30	火	6	4	新聞等スクラップ収集作業
31				
計		90	45	

上記のとおり勤務したことを証明します。




議員名 石川 与三吉



【政務調査費充当計算】

総支給額 130,000円 × 政務調査 45時間 / 勤務時間 90時間 = 65,000円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	
就 業 場 所	福井県敦賀市相生町2-13 石川 与三吉 議員事務所	
業 務 内 容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動に係る補助及び後援会関係事務	
就 業 時 間	(午前)・午後9時00分から午前・(午後) 5時00分まで (休憩時間)	
休 日	土・日曜日・祝日	
給与(賃金)	月給 130,000円(時給 円)	
給与支払方法	毎月	
給与振込先	現金	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日</p> <p style="text-align: center;">福井県議会議員</p> <p style="text-align: right;">雇用者 石川 与三吉</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">    </div>		

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	12-2	支払年月日	平成31年 4月 22日 ✓
使 途 項 目	会議費 ✓	支 出 科 目	旅費 ✓
使 途 内 容	県会自民党総会 PM 1:00~ ✓		
費 用 内 容	有料道路料金 ✓	摘 要	敦賀~福井(往復) ✓
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,020 円 ✓ ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 福井

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーコール 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月22日 9時35分
車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

—入口料金所— 敦賀
冬の北陸は、気象激変！
早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号205-00230905-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 敦賀

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーコール 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

19年 4月22日 14時40分
車種 普通

通行料金 ¥1,510-
(現金)

—入口料金所— 福井
冬の北陸は、気象激変！
早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を！
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号202-02571409-00

平成31年4月16日

各 位

県会自民党
会長 田中 敏幸

県会自民党総会のお知らせ

このことについて、下記のとおり開催しますので、全員の御出席をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成31年4月22日(月) 13:00～
※昼食を準備いたします。
- 2 場 所 県議会議事堂 2階 大会議室
- 3 議 題 ・第1回世話人会に向けた対応について
・その他



領 収 書 等 添 付 票

整理番号	14-2	支払年月日	平成31年 4月 23日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	敦賀市老人クラブ連合会総会に参加、意見交換 PM 1:30~		
費 用 内 容	会議費負担金	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,000 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

金 額	¥5,000-
-----	---------

但し総会会費として

上記の通り領収しました

平成31年 4 月 23 日

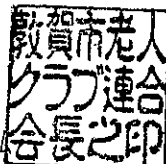
福井県議会議員

石川 子三吉

殿

敦賀市老人クラブ連合会

会 長 竹 中 弘



平成31年4月8日

福井県議会議員
石川 与三吉 殿

敦賀市老人クラブ連合会
会長 竹中 弘



2019年度連合会総会の開催について（ご案内）

陽春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営について、格別のご支援ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの連合会総会を下記のとおり開催いたしますので、年度初めの公務ご多忙の折、誠に恐縮ですがご出席くださるようご案内申し上げます。

つきましては、当日は県議会議員の代表の方から来賓祝辞をいただく予定をしておりますので調整をお願い申し上げます。

なお、お手数ですが別紙「連合会総会出欠」をFAXにてご返事いただけますようお願いいたします。

記

- 1 会議名 2019年度敦賀市老人クラブ連合会総会
- 2 日時 平成31年4月23日（火） 午後1時30分
- 3 場所 敦賀市福祉総合センター あいあいホール


問い合わせ先
敦賀市老人クラブ連合会
電話 22-1951

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	16-2	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	敦賀商工会議所青年部定期総会に参加、意見交換 PM 6:00~		
費 用 内 容	会議費負担金	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	7,000 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証 書

第 3 号	石川 与三吉 殿
平成 31 年度	
金 額	¥ 7, 0 0 0 / 円
適 要	4/25 青年部定時総会に 伴う懇親会費として
上記の通り領収致しました	
平成 31 年 4 月 25 日	
敦賀商工会議所青年部	
取 扱 者	

敦賀商工会議所青年部

敦賀商工会議所青年部

2019年4月12日

福井県議会議員
石川 与三吉 様

敦賀商工会議所青年部
会長 大島 昇



2019年度 敦賀商工会議所青年部
「定時総会」開催に伴う懇親会のご案内について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当青年部事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、「2019年度 定時総会」を開催する運びとなりました。

つきましては、ご多忙の処、誠に恐縮ではございますが、下記の通り「懇親会」を開宴いたしますので、誠に恐縮ではございますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2019年4月25日(木)

【スケジュール】

① 定時総会 午後6時00分～6時45分

② 懇親会 午後7時00分～8時40分

2. 会場 大手門 (敦賀市呉竹町2丁目9-5 TEL 23-5055)

3. 会費 7,000円

敦賀商工会議所青年部 行 (FAX: 24-1311)

2019年度 敦賀商工会議所青年部 定時総会懇親会 出欠回答

出席・ご欠席

所属団体名 福井県議会議員 / ご芳名 石川 与三吉

4/13日(土) FAX (済)

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	17-2	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	会議費負担金
使 途 内 容	福井県原子力平和利用協議会総会に参加、意見交換 PM 3:00~		
費 用 内 容	会議費負担金	摘 要	会費
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,000 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

石川与三吉様

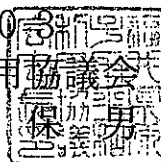
金額	2,000円
----	--------

摘要 平成31年度総会懇親会負担金

上記の金額を領収しました

平成 31年4月25日

敦賀市野神40-20
福井県原子力平和利用協議会
会 長 神 谷



第48回(平成31年度)定期総会のご案内

拝啓 早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は原平協活動に格別のご理解、ご協力を賜り、有難く厚くお礼申し上げます。
つきましては、次の日程で第48回(平成31年度)定期総会を開催いたしたく存じますので、万障お繰合わせの上、ご臨席下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1、日 時 平成31年4月25日(木)
・午後3時～ 第48回定期総会
・午後6時～ 懇親会
- 2、場 所 敦賀市川崎町「敦賀観光ホテル」
- 3、議 事 ①平成30年度事業活動報告及び収支決算報告の件
②平成31年度事業活動計画案及び収支予算案の件
③設立50周年事業計画案及び委員会設置の件
④その他
- 4、記念講演 テーマ 「避難者の一人として事故調査に向き合って
—東電福島事故調査委員会を振り返る—」
講 師 福島県大熊町商工会
会 長 蜂須賀 禮子氏
- 5、会 費 2,000円
(総会懇親会負担金・当日受付でお納め下さい)

福井県原子力平和利用協議会
会 長 神谷保男

(出席)

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	9-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 25日 ✓
使 途 項 目	事務所費 ✓	支 出 科 目	使用料 ✓
使 途 内 容	事務所賃借料 4月分 ✓		
費 用 内 容	事務所賃借料 ✓	摘 要	4月分 ✓
政 務 活 動 費 充 当 額	30,000 円 ✓	按 分 率:	1/2 ✓
(支 払 額)	(60,000 円) ✓	充 当 根 拠:	他の活動との按分 ✓

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証 県会議員 石川与三吉 様 No. _____

★

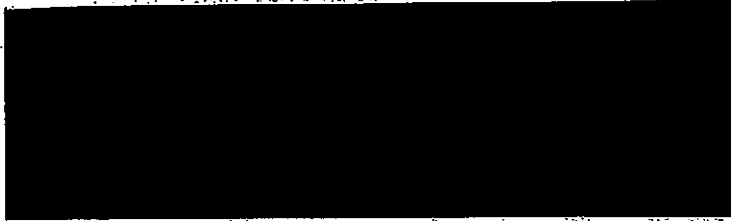
760,000.

但 事務所賃借料

31 年 4 月 25 日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

2004



建物賃貸借契約書

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 榎合誠 石川 守三 は、重要事項説明書を確認のうえ、後記表示物件（以下、賃貸借物件という）について、後記特約条項において別に定めのない限り下記の条項に基づき賃貸借契約を締結する。

第1条（賃料） 賃貸借物件の賃料については月額金 60,000 円（内消費税 〃 円）也また管理費は月額金 〃 円也と定め、賃借人は毎月 末日迄に翌月分を賃貸人またはその指定する者の場所に持参または送金して支払うものとする。尚、家賃支払後借主の都合により本契約を解約する時は使用日数が残っていても、残りの日数の賃料は返還されないものとする。

第2条（賃料の増減） 賃料が物価の変動、公租公課、地代の変更あるいは近隣の賃料に比較して不相当となったときは、契約期間中といえども当事者協議のうえこれを増減額することができる。

また、共益費についても各種料金の変化その他供給原価の変動によりこれを増減額することができる。

第3条（敷金） 賃借人は、賃料の支払い、損害の賠償、その他本契約から生ずる債務（以下、これらを括めて債務という）を担保するため、本日敷金として 金 180,000 円也を賃貸人に預託した。

なお、この金員は無利息とする。

2. 賃借人は敷金の返還請求権につき質権を設定しまたは第三者に譲渡しないものとする。
3. 賃貸人は、本契約が終了し賃借人から賃貸借物件の明渡しを受けたときは、敷金は債務の弁済に充当する分を除き賃借人に返還するものとする。
4. 賃借人は本契約の期間中敷金をもって賃料に充当することはできない。

第4条（賃貸借期間） 賃貸借期間は平成26年7月7日より平成27年6月26日まで2年間とする。ただし、期間満了時において双方協議のうえ更新することができる。但し、更新料として2年毎に賃料の2ヶ月分を申し受けます。

第5条（使用目的） 賃借人は賃貸借物件を 榎合誠合誠員事務所 に使用するほか他の用途に使用することができない。

第6条（使用上の注意） 賃借人（その家族、使用人、訪問者を含む）は賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって占有・使用し、賃貸人が定める規則や指示を遵守しなければならない。

2. 賃借人は賃貸借物件の内外の美化につとめ、下水溝、排水溝等共同施設に支障をきたさないよう常に善処しなければならない。
3. 賃借人は屋根、建物周囲の除雪を行うものとする。
4. 賃借人は賃貸人に予め入居者名を通知し、その後変更したときもこれを通知しなければならない。
5. 賃借人は、1ヶ月以上賃貸借物件を無人にするときは、賃貸人に通知しなければならない。

第7条 (使用上の禁止事項) 賃借人は、賃貸人の文書による承諾なしに、賃貸借物件の全部または一部の賃借権を第三者に譲渡、転貸してはならない。

2. 賃借人は、賃貸人の文書による承諾なしに、賃貸借物件に改造、造作等を施すまたは増改築取りこわし等により原状を変更する行為をしてはならない。
3. 賃借人は、賃貸借物件内において危険物の持込、騒音、悪臭放散、賭博行為その他風紀を害する行為等近隣居住者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 賃借人は賃貸人の指定する箇所、場所または方法以外に、賃貸借物件内外での商号広告、賃借人以外の名称等を掲示する等の表示行為をしてはならない。
5. 賃借人は賃貸借物件内で犬、猫等動物の飼育をしてはならない。

第8条 (負担の帰属) 賃貸借物件の公租公課は賃貸人の負担とし、電気、ガス、水道料、町内会費、衛生費その他の使用上の諸費用、会費等は賃借人の負担とする。

第9条 (修繕義務) 賃貸借物件の土台、柱、大壁、屋根、階段等主要構造部分に修繕の必要が生じたときは、賃貸人が費用を負担して修繕を行うものとし、その他の小修繕の必要が生じたときは、賃借人が費用を負担して修繕を行うものとする。

2. 賃借人は、修繕箇所を発見したときは、直ちに賃貸人に通知するものとする。

第10条 (解約予告) 賃借人は、本契約を解約しようとするときは、賃貸人に対し1ヶ月前に予告するものとする。ただし、予告なしに解約しようとするときは、賃貸人に賃料の1ヶ月分相当額を支払うものとする。

第11条 (契約の解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 賃料を2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 賃貸人に何ら通知せず1ヶ月以上賃貸借物件を無人にしたとき、または賃借人に賃借の意思がないと推断できる状況のとき。
- (3) 契約時に入居申込書を賃貸人に提出した場合に、入居申込書が他人または虚偽架空人の名義であったとき。
- (4) その他本契約の各条項に違反したとき。

第12条 (暴力団等関係者の排除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、第11条にかかわらず、本契約は賃貸人の催告を要せず解除となり、賃借人は賃貸借物件を明渡さなければならない。

- (1) 賃借人またはその家族が暴力団等関係者であり、かつ近隣居住者の平穩を害するおそれのある行為をしたとき。
 - (2) 契約時に入居申込書を賃貸人に提出した場合に、入居者について暴力団等関係者でないことを確認したにもかかわらずそうであったとき。
2. 賃借人が次の場合の一つに該当する行為をしたときは、第11条にかかわらず、本契約は賃貸人の催告を要せず解除となり、賃借人は賃貸借物件を明渡さなければならない。
 - (1) 賃貸借物件内、共用部分、付属設備等に暴力団等の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、代紋その他これらに類する物品を掲示または搬入したとき。
 - (2) 賃貸借物件に関し暴力団等関係者を同居、宿泊させまたはその連絡場所としたとき。また、これらの者を反復継続して出入りさせたとき。

- (3) 賃貸借物件内、共用部分その他賃貸借物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、売春、ノミ行為、覚醒剤、拳銃、火薬等に関する犯罪を敢行しまたは賃借人と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。
- (4) 賃貸借物件内、共用部分その他賃貸借物件に近接する場所において暴力団等の威力を背景に粗野または乱暴な言動をして近隣居住者、管理者、訪問者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。

第13条 (契約の当然終了) 賃貸借物件が朽廃等の事由により使用不能となったとき、または天災・火災等により大破、滅失したときは、本契約は当然に消滅する。

2. 賃貸借物件が公法上の措置により取り払われまたは使用不能となったときは本契約は当然に消滅する。

第14条 (賃貸借物件の明渡し) 本契約が終了したときは、賃借人は賃貸借物件を原状に復し賃借人の立会いのもとに明渡すものとする。

2. 賃借人は、文書において賃借人より承諾を得て行った造作等を除き、本契約終了時においてその買取り請求を行うことはできない。
3. 賃借人は、賃貸借物件を明渡すときは、賃借人に対し立退料等金銭上の請求その他の請求を行うことはできない。
4. 賃借人が賃貸借物件を明渡した後賃貸借物件内に物品を残置したときは、賃借人はこれを適宜処分することができその費用は賃借人の負担とする。
5. 賃借人が所在不明のため賃貸借物件の明渡しができないときは、賃借人の保証人がその義務を行うものとする。ただし、保証人においてその義務を行えずもしくは行わないときは、賃借人において明渡しのための手続きをなし賃貸借物件内の物品等を適宜処分するものとする。この場合、賃借人はその処分に何ら異議を述べずまた第三者との紛争が生じても一切賃借人の責任とする。
6. 賃借人が本契約終了と同時に賃貸借物件を明渡さないときは、賃借人が本契約終了の翌日より明渡し完了までの賃料の2倍の損害金を賃借人に支払うものとする。また、明渡し遅延のため賃借人が受けた特別の損害も賠償しなければならない。

第15条 (損害賠償) 賃借人(その家族、使用人、訪問者を含む)の故意、過失、怠慢等により建物または賃貸借物件を汚損、破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。

第16条 (連帯保証人) 連帯保証人は本契約にもとづく賃借人の一切の債務を保証し賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。

2. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人の保証能力がなくなったときは賃借人は賃借人の請求により直ちに新たな連帯保証人を立てなければならない。

第17条 (協議事項) 賃借人および賃借人は信義、誠実の原則にのっとり本契約の内容を遵守すべきものとし、本契約に定めない事項については、当事者は関係法令ならびに慣習に従い誠意をもって協議し定めるものとする。

下記貸貸人、借借人及び連帯保証人は、本契約を証するため契約書2通を作成、各当事者が署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成~~26~~年 7月27日

貸貸人 住所 氏名 [Redacted]


借借人 住所 氏名 教習市相生町2-13
石川 幸三

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]




特約条項

- 第1条 賃貸人は、解約時に敷金より敷金に充当する額の20%差引き賃借人に返還するものとする。但し、修理必要が生じた場合には修理に掛かった費用は敷金より支払うものとする。
- 第2条 賃貸人が契約を解除する場合には、賃借人に3ヶ月前迄に解約を予告し、賃借人には如何なることがあろうとも契約を解除し退去しなければならない。
- 第3条 賃借人は、近隣居住者及び賃貸人に迷惑をかけた場合には、速やかに本契約を解除し退去しなければならない。
- 第4条 冬期降雪時に家屋の保全上屋根の除雪が必要な場合は、業者に依頼し掛かった費用は借主負担とする。
- 第5条 賃貸人は、駐車場内外において発生した車両の破損、盗難、火災その他損害について、その原因に拘わらず一切賠償責任を負わない。
- 第6条 賃料を2ヶ月滞納した場合は、即解約して退去しなければならない。
- 第7条 賃借人は、明け渡しの際には風呂、トイレ、台所、特に換気扇を念入りに掃除し明け渡さなければならない。
- 第8条 本物件について紛争が生じた場合は、賃貸人の所在地の裁判所にて行うものとする。

(物件の表示)

1. 所在地 千914-0062 敦賀市相生町2番地13
2. 名称 
3. 構造 木造瓦葺2階建店舗1棟
4. 床面積 1階76.13㎡ 2階60.72㎡

(家賃支払方法)

1. 口座名 
2. 口座番号 
3. 口座名義 

入居規約

建物、付属設備の使用、管理について次の事項に厳守し、本建物の保全及び全入居者の良好な環境を維持するためお互いに協力するものとする。

1. ゴミの処理などは町内会の定められた場所、日時（当日の朝）に搬出すること。
2. 駐車場の自動車や、自転車にキズを付けないよう注意すること。又、駐車場に自動車が駐車していないときにおいても、子供たちの遊び場として利用しないように保護者は十分監督し安全に注意すること。
3. ステレオ、テレビ等の音量については、近隣に迷惑を掛けないように十分注意すること。
4. キッチン、ユニットバス、洗濯機等の排水については、近隣の住民に迷惑を掛けないこと。（深夜等遅い時間に使用しないこと）
5. 配水管のゴミづまりが起きないように、トイレの使用は所定用紙以外は使用しないでください。
6. ガス、水栓の開放、漏洩、漏水のまま放置しないこと、（修繕等必要な場合は、速やかに管理人に届け出ること）
7. 公序、良俗に反する行為は行わないこと。
8. 賃貸借契約書及び本契約に基づき、承諾届け出等が必要な場合は、事前または遅滞なく管理人へ連絡すること。

6-33

2-27

2-26

2-3

2-4

2-25

2-5

2-24

2-36

2-23

2-6

2-37

5

道

2-22

2-7

6-6

2-8

6-7

2-21

2-9

6-8

2-20

2-10

6-9

2-19

2-38

2-39

6-10

2-18

2-33

6-11

2-17

2-11

6-12

2-16

2-34

6-13

2-15

2-12

6-14

2-14

2-32

18

6-15

2-13

17

6-16

3-

A-8

平成31年度 事務所等状況報告書

議員名 石川 与三吉

1 所在地等

住所 福井県敦賀市相生町2-13

電話番号 0770-22-3575

延べ床面積(共用部分を除く) 136.85 m²

2 所有区分

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

賃貸借契約先()

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法① 政務活動の使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率 1/2 1/3 1/4

按分率

/

%

小数点以下切捨て

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合

[自宅の面積(共用部分を除く) m²の内、議員活動の使用面積 m²]

方法① 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)

[議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率 1/2 1/3 1/4

按分率

/

%

小数点以下切捨て

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	18-1	支払年月日	平成31年 4月 26日
使 途 項 目	資料購入費 /	支 出 科 目	消耗品費 /
使 途 内 容	福井新聞購読料 4月分 /		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料 /	摘 要	4月分 /
政 務 活 動 費 額 充 当 (支 払 額)	2,725 円 / ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証
石川 与三吉 様

31年 4月分
01-010 (No. 18)
照会No. ()

H. 31. 4. 26

品 名	部 数	金 額
福井新聞	1	2,725

合計金額
2,725円

毎度ご購読有難うございます。
来月も宜しくお願い致します。

毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

(有)福井新聞
敦賀販売店
磯見友之
敦賀市港町10-2
TEL 22-2568 FAX 22-2699

